

「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」

参加事業者の募集について

「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」(以下「協議会」という。)では、事業者、県民団体、行政が連携・協力して、買い物に伴って生じるごみ等の削減や資源化の推進に取り組んでおり、一層のレジ袋の削減、マイバッグ等の利用を推進するため、「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布中止を実施しています。

協議会では本協定に御参加いただける事業者様を随時募集しています。

1 概要

このレジ袋削減の取組は、ごみの減量や資源の節約という直接的な効果だけでなく、環境保全に対する意識を高め、普段の生活の中で環境に配慮したライフスタイルを心がけていただくことを目的として、事業者、県民団体、行政が協定を締結し、それぞれの責任と役割分担を踏まえて、以下のとおりレジ袋等の削減に取り組みます。

- ①事業者は、レジ袋の無料配布の中止等の取組を実施し、その結果を公表します。
- ②県民団体、市町および滋賀県は、事業者の取組を支援し、県民に対し、マイバッグの携帯やエコライフの推進などを呼び掛ける等、積極的に普及啓発します。
- ③協議会は県全体の取組状況のとりまとめを行い、その内容を公表します。

2 応募対象者

滋賀県内に店舗のある事業者

3 応募条件

(1) レジ袋無料配布中止の取組の場合

- ・レジ袋辞退率 80%以上を目標に、レジ袋の無料配布を中止し、マイバッグの持参等と呼びかけること。
- ・レジ袋の有料販売による収益金が生じた場合、環境保全活動や地域・社会貢献活動等に還元すること。
- ・取組状況について、定期的に協議会事務局に報告し、公表すること。

(2) レジ袋削減の取組の場合

- ・レジ袋辞退率 60%以上等为目标に、マイバッグの持参等と呼びかけるなどによりレジ袋の削減に取り組むこと。
- (※レジ袋辞退率またはマイバッグ持参率を目標に設定することが困難な場合は、これに替わる指標で目標を設定することも可能です)
- ・取組状況について、定期的に協議会事務局に報告し、公表すること。

4 応募方法

協定参加申出書に必要事項を記入し、協定書(基本型)により協定書案を作成して事務局に、郵送・Eメール・FAX のいずれかの方法でお申し込みください。

(※協定書(基本型)は、パターン1：無料配布中止の取組、パターン2：無料配布中止以外の手法によるレジ袋削減の取組があります)

様式は、滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13381.html>

5 協定の締結

提出された応募用紙と協定書案に基づき、事業者ごとに県民団体、市町および滋賀県と協定を締結します。

《申し込み・問い合わせ先》

滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会事務局

(滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課ごみゼロ支援係)

住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3472 FAX：077-528-4845 E-mail：df00@pref.shiga.lg.jp